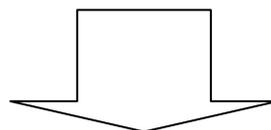


<<農地の相続等の届出のお願い>>



農地を相続したときは…

**農業委員会に
届出をお願いします**



農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。登記がお済でしたら届出の提出をお願いします。

農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れが出来ない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします

必要書類

届 出 書	1 部	村 役 場	
遺産分割協議書	1 部 (コピー)	相 続 人	未 登 記 の 場 合
登記事項証明書	1 部 (コピー)	法 務 局	登 記 済 み の 場 合

手続きは簡単ですので、お気軽にお問い合わせ下さい

新島村役場 産業観光課 農林水産係
(農業委員会事務局)

04992-5-0240 内線215